

発議第1号

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正について

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について（平成19年3月29日議決）の一部を次のとおり改正する。

第3号を次のように改める。

- (3) 法第96条第1項第12号に規定するもののうち、目的の価格が100万円（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項に規定する後期高齢者医療給付の場合は、1,000万円）以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。

平成29年2月9日 提出

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 富士谷 英正

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 北川 豊昭